



平成22年度 世田谷区社会福祉事業団

訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程・

障害者（児）居宅介護従業者養成研修2級課程 受講生募集

教育訓練給付制度・母子家庭自立支援教育訓練給付制度対象※4 ページ参照

当研修では、2つの資格が取得できます

当研修で取得できる資格

☆訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程

介護保険法における訪問介護員（ホームヘルパー）として介護業務に従事するために必要な資格です。

その他にホームヘルパー2級の資格を持った方の働く場所としては、特別養護老人ホーム、デイホーム、グループホームなどの施設、病院などの医療機関、その他各種介護保険サービス事業やサービス業など活躍の場は大きく広がっています。

また、その後、介護福祉士やケアマネジャーの資格取得等にもつながります。

（各受験資格の取得については、個別に規定がありますので、詳しくは別途お問い合わせください。）

☆障害者（児）居宅介護従業者2級課程

障害者自立支援法における居宅介護従業者として介護業務に従事するために必要な資格です。居宅介護従業者は、障害を持った方の居宅における生活を支援する仕事です。

現在は、ホームヘルパーの資格を持っていれば居宅介護従業者としても働けますが、採用の条件として障害者（児）居宅介護従業者の資格を求める事業所もあるため、この資格を取ることでより活躍の場が広がります。



募集要項

受講要件：全日程出席できる方。申込み多数の場合は修了後区内にて介護の仕事に就労することを希望する方を優先し、その後抽選により受講者を決定します。

定員：36名

受講生負担金：68,800円 一括前払い

〔内訳：受講料 62,000円（税込み）／テキスト代 6,800円〕
受講決定後、期日までに指定口座にお振込みいただきます。

●実習時には健康診断書（細菌検査含む）が必要になります●
（健康診断に伴う費用は別途自己負担となります。）

研修会場・日程について

☆研修会場 ・世田谷区福祉人材育成・研修センター 研修室（小田急線 成城学園前駅）
・二階堂高等学校（京王線 明大前駅）

☆研修日程 別紙の日程表の予定です 会場・日程は変更することもありますのでご了承下さい

研修について

<研修予定>

	研修期間	募集要項配布期間 申込期間
第1回	5月21日(金)	第1回の募集は終了いたしました。
第2回	7月11日(木)	第2回の募集は終了いたしました。
第3回	10月1日(金) ～12月24日(金)	8月16日(月) ～9月3日(金)(必着)
第4回	12月15日(水) ～23年3月18日(金)	11月15日(月) ～11月25日(木)(必着)



～申込方法～

所定の申込書にご記入のうえ、上記の申込期間に
郵送または持参(ともに必着)にて提出してください。



<申込書の記入の仕方について>

- ◆電話番号欄は昼間連絡のとれる電話番号を記入して下さい。
- ◆職業欄は、現在従事している主な職業（例：会社員・自営業・主婦等）を記入して下さい。
- ◆ご自宅・携帯電話への連絡が取れない場合、勤務先への連絡が可能な方は「所属先の名称・住所」欄に、所属・勤務している会社・団体・施設の名称と住所・電話番号を記入して下さい。
- ◆「受講希望理由」は、具体的に記入して下さい。
- ◆応募していただいた“申込書”は、受講の可否にかかわらず返却いたしません。受講できなかった方の申込書はこちらで廃棄させていただきます。

この申込の際に得た個人情報（氏名・年齢・性別・住所・電話番号）は、研修に関する目的以外には使用しません。



<ホームヘルパー研修に関するQ&A>

Q、試験はありますか？

A、試験はありませんが、修了するには、本研修（講義・演習・実習）のカリキュラムにすべて出席し、受講記録・実習記録の提出が必要になります。（出席態度に問題がある、学習意欲が欠けている、研修の秩序を乱す等の場合は修了を認められない場合があります）
また、後日提出していただく健康診断書の結果によっては、現場での実習ができない場合があります。実習ができないと修了が認められませんので、心配な方は事前にご確認ください。

Q、修了証は全国で通用しますか？

A、全国で通用します。



Q、講義・演習・実習を欠席した場合は？

A、やむをえず欠席する場合、原則として研修の総日数（実習も含む）のうち3日を上限として補講を認めます。欠席した場合は、欠席した分のカリキュラムを、下記の方法のいずれかで補講していただきます。（遅刻した場合も、欠席扱いになります。）
欠席した場合、修了が遅れることがありますので、ご了承ください。



<補講方法>

① 第1～3回のコースを受講している方は、それぞれ次に実施されるコースで補講を受けることができます。1科目につき2,000円の補講料が必要になります。

なお、この場合の補講料は、教育訓練給付制度の受講者負担額には入りません。

① 他機関で補講を受ける場合は、その補講先の機関が指定する受講料を支払っていただきます。

原則として、ご自分で補講先を探していただきますが、補講先を見つけることは容易ではありません。

（第4回コースの方は、全ての補講科目を他機関の講座で受講していただくこととなります。）

Q、受講生負担金以外に費用はかかりますか？

A、受講生負担金は「受講料」「テキスト代」がすべて含まれています。

この他、研修・演習会場・実習先までの交通費、実習先へ提出する健康診断費用（血液検査・胸部X線・細菌検査等）は自己負担になります。

また、受講記録などを郵送で提出する場合の郵送料も自己負担になります。



Q、ヘルパー3級等の有資格者・介護業務従事者に対する、科目の免除などがありますか？

A、ヘルパー3級、ガイドヘルパー等の有資格者・介護業務従事者に対する科目の免除はありません。

世田谷区社会福祉事業団 とは

世田谷区が平成6年9月に設立した団体です。本研修やガイドヘルパー養成研修を実施しているほか、特別養護老人ホーム、母子生活支援施設、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、居宅介護支援事業所、ホームヘルプサービス、訪問看護、デイサービス等を運営しています。

世田谷区福祉人材育成・研修センター とは

専門性を備えた福祉人材の確保と、質の高いサービスの提供を目指し、世田谷区が平成19年4月に開設しました。人材の発掘・育成・研修事業を行います。世田谷区の委託を受けて、世田谷区社会福祉事業団が運営しています。（当研修の事務局を担当しています。）

教育訓練給付制度 とは

雇用保険の一定要件を満たす方が本講座を修了した場合、受講者負担額の 20%が公共職業安定所（ハローワーク）より支給される制度です。支給される要件を満たしているか否かは、ご住所が勤務先を管轄するハローワーク（世田谷区の場合は渋谷ハローワーク）へ、お申込み前に直接ご確認下さい。

なお、教育訓練給付制度による支給を受けるには、最後まで研修を修了することが必要です。

途中で研修を中止した場合には教育訓練給付制度による支給は受けられません。また、補講により発生した補講料は、受講者負担額に入りませんのでご注意ください。

※母子家庭自立支援教育訓練給付制度 とは

母子家庭のお母さんの就労を促進するため、本講座の修了後に受講者負担額の20%を支給し、母子家庭の自立を支援する制度です。受講前の申請時、及び受講後の訓練給付金申請時の両方で一定の条件を満たしていることが必要ですので、受講前に必ず申請窓口までご相談ください。

（世田谷区の場合、開講月の前月 10 日までに申請が必要ですので、開講の 2 ヶ月前をめぐり早めにご相談ください。相談・申請の窓口は、ご住所を管轄している各支所の 生活支援課 子ども家庭生活支援 です。）

< 当研修のお問い合わせ・お申込先 >

〒157-0066

世田谷区成城 6-3-10 成城 6 丁目事務所棟 1 階

世田谷区社会福祉事業団

世田谷区福祉人材育成・研修センター

TEL 03-5429-3100 FAX 03-5429-3101

ホームページ <http://www.setagayai.or.jp/jinzai/>

（月～金 8時30分～17時15分）土・日・祝 休み

